



長野県報

9月19日(火)
平成18年
(2006年)
第1796号

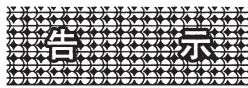
目次

告示

長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画の一部改正(健康づくりチーム)	1
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水対策チーム)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路チーム)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路チーム)	3
長野県収入証紙売りさばき人の名称変更(会計チーム)	4
計量法に基づく定期検査(産業技術支援チーム)	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO推進チーム)	5
土地改良区の解散(水と土・郷づくりチーム)	5
市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可(建築まちづくりチーム)	5
市街地再開発組合の解散の認可(建築まちづくりチーム)	5
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築まちづくりチーム)	5
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(水と土・郷づくりチーム)	6
一般競争入札(住宅チーム)	6



長野県告示第452号

平成11年長野県告示第500号(長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画)の一部を次のように改正しました。

平成18年 9月19日

長野県知事 村 井 仁

第2の1の(2)中「周知する」を「周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえながら、感染症発生動向調査の実施方法について必要に応じて検討を行う」に改める。

第2の1の(4)を同1の(5)とし、同1の(3)を同1の(4)とし、同1の(2)の次に次のように加える。

(3) 法第13条の規定による届出を受けた知事等(長野県知事及び県内の保健所を設置する市長をいう。以下同じ。)は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第3の2に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。また、この場合においては保健所、環境保全研究所、家畜保健衛生所等が相互に連携して対応する。

第2の2の(2)のア中「県民に対する情報提供」を「感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等(以下「感染症媒介昆虫等」という。)の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報

の提供、カラス等の死亡鳥類の調査」に改め、同(2)のイ中「感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等の駆除は」を「感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は」に改める。

第3の1の(1)中「(長野県知事及び県内の保健所を設置する市長をいう。以下同じ。)」を削る。

第3の2を次のように改める。

2 積極的疫学調査

一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生、又は発生した疑いがある場合、五類感染症の発生の状況に異常が認められる場合、国内で発生していない感染症であっても国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他、知事等が必要と認める場合に的確に判断して積極的疫学調査を行う。調査の実施に当たっては、保健所、環境保全研究所、家畜保健衛生所等と密接な連携を図り、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

第4の5を同6とし、同4を同5とし、同3の次に次のように加える。

4 医薬品の備蓄

新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄を行う。

第8の1に後段として次のように加える。

なお、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)及び痘そうについては、別に定める行動

計画等によるものとする。

第9の3の(3)中「動物等取り扱い業者の指導を行う機関等」を「家畜保健衛生所等」に改める。

健康づくりチーム

長野県告示第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年9月19日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（上流処理区）

3 事業施行期間

平成4年7月30日から
平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第530号、平成5年長野県告示第15号、平成5年長野県告示第759号、平成7年長野県告示第631号、平成9年長野県告示第189号、平成10年長野県告示第141号、平成13年長野県告示第5号、平成14年長野県告示第403号、平成15年長野県告示第251号及び平成16年長野県告示第659号の事業地に長野市篠ノ井塩崎字五倫及び字高畑並びに川中島町上氷飽字前沖、字住吉、字腰牧、字飯縄面及び字長峰並びに川中島町今里字御所ヶ原、字芝原、字於下及び字長峰並びに川中島四ッ谷字新し並びに稲里町中氷飽字九反を加え、篠ノ井塩崎字姫宮、字注連及及び古寺並びに川中島町御厨字見子石、字芝原及び石河原並びに川中島町上氷飽字再建、字大沖、字諏訪、字中ノ島及び字思沢並びに川中島町今里字三ッ俣、字八幡河原、字菅沼、字陣田、字古森沢及び字松木河原並びに稲里町中氷飽字三島、字上荒沢及び字中川原並びに稲里町田牧字上九反地内において事業地を変更する。

生活排水対策チーム

長野県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月5日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年9月19日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 上片桐停車場鶴部線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡松川町上片桐3654番の16地先から 下伊那郡松川町上片桐3730番の8地先まで	旧	3.8～11.2 m	0.2865 km
同 上	新	3.8～11.2 m	0.2865 km
下伊那郡松川町上片桐3654番の15地先から 下伊那郡松川町上片桐3730番の8地先まで	新	9.2～16.4 m	0.3000 km

道路チーム

長野県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月5日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年9月19日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 開田三岳福島線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町三岳2621番の3地先から 木曾郡木曾町三岳3024番の20地先まで	旧	4.0～43.0 m	0.9422 km
同 上	新	4.0～73.2 m	0.9422 km

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 開田三岳福島線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町三岳8635番の1地先から 木曾郡南木曾町三岳8590番の1地先まで	旧	10.6～20.5 m	0.2805 km
同 上	新	10.6～36.2 m	0.2805 km

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡王滝村2149番の22地先から 木曽郡王滝村2149番の3地先まで	旧	10.6~20.5 m	0.4000 km
同 上	新	10.6~37.0	0.4000

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡王滝村1635番の2地先から 木曽郡木曽町三岳8326番の4地先まで	旧	12.0~33.6 m	0.1733 km
同 上	新	12.0~56.0	0.1733

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡王滝村20番の18地先から 木曽郡王滝村17番の7地先まで	旧	13.0~23.2 m	0.1383 km
同 上	新	18.0~51.0	0.1383

道路チーム

長野県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月5日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年9月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊科大天井岳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市堀金烏川11番の5地先から 安曇野市堀金烏川13番の4地先まで	旧	3.0~ 5.0 m	0.3384 km
同 上	新	6.0~41.0	0.3788

道路チーム

長野県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月5日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年9月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山小布施停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡小布施町大字大島字川尻 604番の1地先から 上高井郡小布施町大字大島字宮前 236番の3地先まで	旧	12.0 m	0.0430 km
同 上	新	12.0~23.0	0.0430

道路チーム

長野県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月5日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年9月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 418号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町字新野2319番の1地先から
下伊那郡阿南町字新野2433番の9地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年9月19日

道路チーム

長野県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月5日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年9月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 路線名 開田三岳福島線
- (2) 供用を開始する区間
木曽郡木曾町三岳614番地先から
木曽郡木曾町三岳2338番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年9月19日
- 2(1) 路線名 開田三岳福島線

- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾町三岳2621番の3地先から
木曾郡木曾町三岳3024番の20地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年9月19日
- 3(1) 路線名 開田三岳福島線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾町三岳8635番の1地先から
木曾郡木曾町三岳8590番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年9月19日
- 4(1) 路線名 御岳王滝黒沢線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡王滝村2149番の22地先から
木曾郡王滝村2149番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年9月19日
- 5(1) 路線名 御岳王滝黒沢線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡王滝村1635番の2地先から
木曾郡木曾町三岳8326番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年9月19日
- 6(1) 路線名 御岳王滝黒沢線
- (2) 供用を開始する区間
木曾郡王滝村20番の18地先から
木曾郡王滝村17番の7地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年9月19日

道路チーム

長野県告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月5日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年9月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 豊科大天井岳線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市堀金烏川11番の5地先から
安曇野市堀金烏川13番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年9月19日

道路チーム

長野県告示第461号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月5日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年9月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 村山小布施停車場線
- 2 供用を開始する区間
上高井郡小布施町大字大島字川尻604番の1地先から
上高井郡小布施町大字大島字宮前236番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年10月1日

道路チーム

長野県告示第462号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成18年8月29日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)変更の届出がありました。

平成18年9月19日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	売りさばき場所
新	長野県自家用自動車協会木曾地区協会	木曾郡木曾町福島4871-12
旧	社団法人長野県自家用自動車協会木曾支部	

会計チーム

長野県計量検定所告示第3号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成18年9月19日

長野県計量検定所長 千原 薫

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
須坂市、中野市(豊田地区を除く)、佐久市(臼田地区を除く)、東御市のうち北御牧地区、千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区、北佐久郡、埴科郡、上水内郡	10月26日(木)から10月27日(金)まで	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	長野市大字稲葉字八幡田沖2413番地11 長野県南俣庁舎
飯田市のうち上村及び南信濃地区、諏訪市、伊那市(高遠及び長谷地区を除く)、大町市、茅野市、諏訪郡、下伊那郡、北安曇郡	10月30日(月)から11月1日(水)まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎内 長野県計量検定所

産業技術支援チーム